

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	越田 加代子 (こしだ かよこ)	
○学位の種類	博士 (経済学)	
○授与番号	甲 第 1218 号	
○授与年月日	2018 年 3 月 31 日	
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項	
○学位論文の題名	環境問題の解決に向けた市民参加型制度に関する考察—— マイクロ・メゾ・マクロ・ループを通じて——	
○審査委員	(主査) 田中 祐二 (立命館大学経済学部特別任用教授)	
	徳丸 夏歌 (立命館大学経済学部准教授)	
	松川 周二 (立命館大学名誉教授)	

<論文の内容の要旨>

越田加代子氏の博士論文「環境問題の解決に向けた市民参加型制度に関する考察——
マイクロ・メゾ・マクロ・ループを通じて——」の目次は以下の通りである。

はじめに

I. 制度と制度進化プロセス

1-1 制度の基本概念

1-2 ミクロ・メゾ・マクロ・ループとしての制度進化

1-3 制度の歴史的進化

1-4 小括

II. 環境問題の解決のための市民参加制度の形成

2-1 環境容量の中での新たな豊かさの追求

2-2 「市民参加型制度」の形成——循環型社会形成推進基本法の観点から——

III. 市民参加型資金調達による太陽光発電・風力発電等々設置の支援システム

3-1 環境に配慮した金融（環境金融）の概念

3-2 環境配慮型金融スキームの類型化

3-3 環境対策型国債（小宮山氏のいう「自立国債」）発行による太陽光発電設備設

置案

3-4 類型に基づく市民参加型取り組み事例——地域・市民レベルの資金調達——

3-5	成果が期待できる環境配慮型金融スキームに対する支援策
補論	家計における太陽光発電普及のための提案
	序文
	I. 太陽光発電の設置需要の決定要因
	II. 現行の太陽光発電の普及政策
	III. 現行制度に補完する方式
	小括 ——われわれの提案——
IV.	太陽光発電普及のための市民参加型「屋根貸し制度」制度の現状と課題
4-1	我が国における太陽光発電の導入ポテンシャル
4-2	現行の再生可能エネルギー普及のための支援策——固定価格買取制度——
4-3	太陽光発電普及策としての「屋根貸し」制度の形成
4-4	太陽光発電「屋根貸し制度」による取り組み事例
4-5	市民参加型「屋根貸し制度」の課題
V.	消費者の環境配慮行動としてのカーボン・オフセット
5-1	カーボン・オフセット制度の概要と意義
5-2	カーボン・オフセット制度の類型と仕組み
5-3	類型に基づく国内でのカーボン・オフセットの取り組み事例
5-4	消費者の環境意識の高まりと期待できるカーボン・オフセット
VI.	都市近郊における里山保全に向けて——市民による共同管理を中心に——
6-1	里山の現状
6-2	里山保全の必要性と市民運動の意義
6-3	「市民による共同管理」の類型と仕組み
6-4	類型に基づく「市民による共同管理」の取り組み事例
6-5	成果が期待できる市民による共同管理
VII.	県民債を活用した住民参加型くこうみ太陽光発電事業の解釈
7-1	事業の概要
7-2	発電事業の資金調達
7-3	発電事業の具体的な仕組み
7-4	住民参加型くこうみ太陽光発電事業の成功要因
7-5	小括
	おわりに
	資料
補論 1	(翻訳) 環境と金融の論考を読む (1)
補論 2	(翻訳) 環境と金融の論考を読む (2)

以下、ポイントを絞って概要をまとめる。

<理論的視角部分>

今日の「工業社会」から「ポスト工業社会」への移行に伴い、物質的大量生産時代に代わり新たな豊かさを追求する社会が到来しつつある。広井良典の「定常型社会」論をベースに、この変化にしたがい市民の意識も変化し、いわゆる自己実現型時間消費に向かうことにより制度形成ならびにその変化に主体的に関わることによって、社会変革に参加するようになる、そういった大きなシェーマが存在する。

本稿では、この変化を捉えるのに、今日の環境問題に焦点を当て、主として再生可能エネルギーである太陽光発電、カーボン・オフセット、および里山保全問題の3分野に限定し分析が行われている。その際、市民自らおよび市民的性格を有する企業（企業市民）の参加を通じた、環境保全の取り組みの住民や企業の意識の発展（ミクロ領域）、そしてその社会化による制度形成、および行政ならびに中央政府の環境政策への影響であるマクロ的成果の変化が捉えられる。さらに、これら三領域の相互依存関係を、進化経済学の主要理論であるソースタイン・ヴェブレン、ジェフリー・ホジソン、青木昌彦などの理論をベース、「ミクロ・メゾ・マクロ・ループ」視角に基づいて、特に「製作本能」概念と「収奪本能」概念を駆使して、そのループ内における市民および企業市民の役割を強調している。

本稿は環境問題3分野の分析視角として、「環境と金融の融合」あるいは「金融の機能を活用して環境配慮行動を促す手法（金融スキーム）」に着目する。なぜなら、それは金融機関としての社会的責任（金融CSR）が高まっているからだけでなく、政府財政や地方財政とは異なり、金融には即応性と柔軟性があるために、硬直化しがちな財政制約を補完することができるからとしている。加えて、金融の「価格付け」に注目し、環境対策に活用される金融機能は、金融市場を通じて環境配慮企業の株・社債に投資する社会的責任投資（SRI）、環境リスクに備える保証業務、環境負荷を軽減するリースなどがあり、いずれもが金融機関の取引先の環境配慮行動を促すとして、自らの「市民参加型取り組み」に対する市場の規律をここに見出している。

金融スキームに関連して本稿は、元東京大学総長の小宮山宏が2009年に提唱した、自立的に償還できる国債を発行し太陽光発電設備の設置や家庭での省エネルギー化を通じて、景気対策と低炭素社会を実現しようとした案（小宮山案）の限界と意義について議論している。同案は政策を実際に担う組織形態や需要調整における限界を理由に結実しなかったとしているにもかかわらず、同案の考え方は筆者の強調点である地域レベルの市民参加型資金調達制度の形態として脈々と生きつづけていると評価し、同案の限界と意義が明確に指摘される。

<実証部分>

2012年の「固定価格買取制度」が開始することによって、再生可能エネルギーの導入量は飛躍的に拡大した。これは太陽光のみならず風力、地熱、中小水力、バイオマス

と多様であるが、ここで考察する太陽光では調達区分（住宅用・非住宅用）や買取期間に応じて異なっている。事業主体である南信州「おひさまファンド」は、飯田市内の幼稚園や市所有の公民館など 38 箇所の施設の屋根に 20 年の契約で太陽光発電を設けると同時に、近隣の約 150 軒の商店街で使われる電力を年間 200 万 kW 削減する省エネルギー事業 (ESCO: Energy Service Company) を 12 年の契約で行うファンドである。その仕組みは、事業主体の「おひさま進歩エネルギー」が、飯田市内の保育園、幼稚園、公民館などの屋根に太陽光発電を設置する官民協働事業である。そこで発電でされた電力の環境付加価値をグリーン電力証書として全国に販売するとともに、余剰電力を余剰電力制度のもと、中部電力に売電する。また、同時に飯田市の商店街において、ESCO 事業を行う。各商店の消費電力を削減することによる省エネルギー発電所は、太陽光市民共同発電所と並んで「おひさま発電所」の両翼を担う。おひさま発電所は、自然エネルギー発電所の建設という公益的な環境事業を市民の出資を募り、その資金を加えて建設し、そこから生じる売電収益が地域や市民に還元されることになる。

政府による 2008 年 3 月の「京都議定書目標達成計画」それにつづく 7 月の「低炭素社会づくり計画」において、カーボンフットプリント（生産者が自らの商品の製造過程での CO₂ 排出量を算出し、消費者に表示する仕組み）の制度化に向け、2009 年度から導入実験が開始された。このカーボン・オフセットに関しては、先行研究は主としてカーボン・オフセットのクレジット供給面に集中し、われわれの最も重視している消費者と企業の協働に関する研究については充分とは言えないという。にもかかわらず、この計画は、消費者が個別で自助努力で CO₂ 排出量削減が困難な分野に、制度が確立することで削減の機会が与えられるという社会的役割を念頭に、その重要性が認識されている。

少し紹介しておけば次のようである。オリックス自動車は「カーシェアリング会」という市民参加を前提に、カーシェアリング事業全車の CO₂ 排出量に相当する排出枠をオリックス環境株式会社から購入する。排出枠の一部はビクタークリエイティブメディア株式会社のボイラーレス VCO₂ 削減プロジェクト（加熱燃料をオール電化・高効率機器の導入に

よる省エネルギー事業）によって削減された 14 トンの CO₂（22%削減）を調達した。

ファミリーマートの場合は、2009 年 12 月 15 日～28 日の期間、15 種類の製品の製造時に排出する CO₂ 排出量 96 トンを削減するためにインドの水力発電からの削減プロジェクトの CER を購入した（資金の国外流出）。2012 年には 8 月 14 日～27 日の期間、日用品 35 種類について同様に、岩手県森林整備事業から CO₂ を吸収する J-VER を購入、被災地支援型カーボン・オフセットを実施している。

里山保全問題について、本稿は「市民共同管理」の類型化に関連する先行研究を踏ま

えつつ、企業市民として期待される企業を里山保全の新たな管理主体として位置づけ、制度分析を提示している。さらに「企業市民」を、官および民が協力・協議して担う「新しい公共」理念を構成する概念として、すなわち「国民、市民、団体や地方組織、企業その他の事業体、政府等が、一定のルールとそれぞれの役割を持って一市民として参加し、協議する場」（2010年内閣府『「新しい公共」宣言』）を構成概念として評価し、確認する。

二次的自然である里山について、放置された里山は畑地、水田と異なり、経済的価値が見込めないという問題が生じ、そこで市民は身近な自然として自らが里山の価値を再評価するようになった。本稿は里山保全を通じた人間と自然の再構築が、二次的な自然における生物多様性や審美的・文化的価値の維持に重要であると市民が再認識する契機となっていると評価している。その際、土地所有者の違いおよび維持管理主体の違いを認識して、里山保全の仕組みの概念化を試みる時、「新しい公共」概念をベースにして、市民、市民団体、地域住民だけでなく、企業市民の概念を入れることによって、里山保全の仕組みについての分析が客観的に事実を捉えることができると考える。その進化の先には「ナショナルトラスト」方式が最も効果的と展望している。

<まとめの部分>

成果は以下3点が挙げられている。その一つに、太陽光発電、カーボン・オフセットおよび里山保全に関して、制度形成実体を市民参加型である特徴と企業市民概念とを包摂して、ミクロ・メゾ・マクロ・ループ構成要因であるメゾ領域の諸制度を、事実即してダイアグラム（68点）として作成・提示したことである。その二点目は、地域に於いてその取り組みが結実し、したがって市民および市民化したとする企業の（意識）変化と行政や法律上の変化の相互依存性（ループ）が地域という領域で実現している点を明確にしたことである。最後に、この市民参加型取り組みそれ自体が、これまでいわれてきた「製作本能」と「収奪本能」の時期区分依存型交互出現と捉えられていたのに対して、その同時出現あるいは統一出現を見出している点である。残された課題として、それぞれの地域諸制度別に、行政、市民参加の取り組み主体、市民・企業のミクロレベルの意識変化および行政などのマクロの行動変化のより厳密なつながりを捉え、進化の過程をより明確に析出することである、としている。

<論文審査の結果の要旨>

ここで、本論文の独創性を提示した上で審査結果をまとめる。

1. 以上述べてきたように、本稿は長期歴史分析から現代の地域市民の動きまで捉えた包括的な論文である。特に前者に関わる点では、広井良典は「定常型社会」を時間観の転換の中で、時間の自己実現型消費を概念提示し、ダニエル・ベルは「経済的価値から社会的価値への価値観の転換」と言い、また佐伯啓思は「豊かさの再定義」

の必要性を説いているが、この方向性を共有はされているものの、その現実的变化に即した詳細な内容や実体は一切提示されていない。筆者はこのような先行研究の意義と限界を踏まえながら研究を開始している。すなわち、市民の自己実現型行動を念頭においた、太陽光発電、カーボン・オフセットおよび里山環境保全の3分野における環境保全に関する市民参加型取り組みを、日本全国の取り組み実践をつぶさに分析し、つまり事実を即して丹念に分析した上でチャート（68点の図表）に落とし込むという作業を遂行した。しかも、その結果は先の時代的变化の問題提起の裏付けに成功していると考えられる。ここに第1の特徴点がある。

2. 上記のチャートはその取り組みの社会的組織の構造を示しているばかりでなく、その動態を示そうとしている。研究の動機を与えた上記の先行研究のいわゆる「変化」に方法論的に対応しようとしているのである。その理論的ツールを進化経済学の「ミクロ・メゾ・マクロ・ループ」視角に求めた。市民および企業市民などのミクロ領域、行政や法体系などのマクロ領域、そしてそれらの相互依存的関係の中間領域に形成される制度領域が措定され、ミクロ領域の個々の市民であろうと企業であろうとその意識の変化が社会化・客観化される過程で制度となって現れ、延いてはマクロ領域に影響して成果を生み出すが、逆にマクロ領域におけるそれに基づく変化が制度を通じてミクロ領域に影響するといった、相互依存関係を表すシエーマである。

さて、「科学を進歩させる」製作本能および「非生産的で利己的な目的を追求する」収奪本能は、佐々野謙治による「ヴェブレンの進化論的变化」では、原始未開社会で製作本能が発現し、つづく封建社会ではそれは阻止され収奪本能が発現するとされる。また、封建末期から資本主義初期では再び製作本能が発現するが資本主義社会も独占の時代になれば製作本能は阻止され（金銭的）収奪本能が発現されるというように交互に出現する。筆者の環境保全に関する「市民参加型取り組み」では、両本能は統一して現れ新しい時間消費の空間を提供しているとしている。それは、先に示した「新しい公共」概念に埋め込まれた企業市民概念を前提としたもので、CSRやSRIなどを体現した環境保全の「市民参加型取り組み」の実体をなすものである。企業は「新しい公共」の空間で市民と協働で環境保全に取り組む、しかし収奪本能を備えた企業に金銭領域あるいは市場規律が存在することも事実であり、それが却ってこれらの「取り組み」を有効ならしめている、そういった関係を指摘している。

筆者の発言などから少し敷衍すれば、筆者が言う「取り組み」のような活動が社会全体を覆っているというのではない。それは、部分的ではあるが今日出現して拡大しつつあるのであり、その制約された領域の中で両本能の統合を発見しているのである。問題は、くにうみ太陽光発電所事業のアンケート調査にも見られるように、この制度である「取り組み」を通じて住民、行政双方の意識が変化し、こういった

「取り組み」領域が拡大する傾向を示し、経済社会の進化を認識していることである。すなわち、ヴェブレン-佐々野シエマで捉えきれないより高いステージの空間を、制約された条件であれ、見出している。これが本稿の独自性の第2の点である。

とはいえ、本稿には事実により接近するためには課題も存在している。その第1のものは、方法論に関するものである。本稿は非常に包括的な視角と実証を備えたものであるが、仮に次にすすむのであれば制度＝「市民参加型取り組み」に焦点を当てて、そのコア部分に相当する意識変化のより数量的に精緻な実証を施すことで、より現実に接近した研究となるであろうという点である。第2の点は、本稿の論点がいわゆる環境経済学の論点と異にしているとはいえ、その成果を考慮に入れる必要があるであろう。以上、課題を述べたが、これらは今回の審査対象の論文をより高い水準にするための課題であって、本論文の価値をなんら損なうものではない。以上の審査によって、われわれ審査委員会は越田加代子氏の本稿が博士論文に相応しいと一致して判断するものである。

<試験または学力確認の結果の要旨>

審査委員三名による提出論文の事前審査に基づき、2018年1月17日（水）アクロスウィング7階第1研究室にて15時から18時まで、本論文に関する公聴会、口頭試問および審査会を実施した。この席において本論文に関する活発な質疑応答が展開され、本論文に関する本人の理解が確認されたのみならず、本論文が克服すべき課題を本人が強く認識していることと、課題の克服を含めた今後の研究発展への意欲が示された。よって、審査委員会で合議の上、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（経済学立命館大学）の学位を授与することが適切であると判断した。